

セミナー開催のご報告

去る1月30日木曜日に当社の4階セミナー室において、改正消費税対策セミナーを開催しました。

今回は、消費税率が平成26年4月1日より現行の5%から8%に引き上げられるという改正に伴う対策として次の内容をお伝えしました。



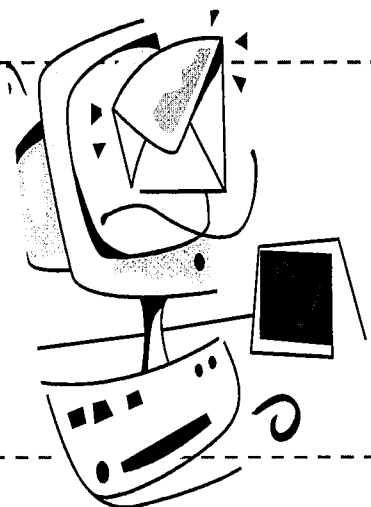
- 消費税の価格転嫁に対し、準備すること
- 価格転嫁とマーケティング戦略
- 消費税増税に伴う経過措置について
 - ・ 施行日以降の電気料金等、工事進行基準の税率適用、年払い経費(短期前払費用)の税率適用、リース取引の税率適用
 - ・ 処理、5%・8%が混在した請求書等の経理処理等

90分という短い時間で、かなり盛りだくさんの内容だったため、休憩時間も取らずに進行しましたが、皆さん熱心に受講していただきました。

今回は、お忙しい中44名様ものお客様において頂き、誠にありがとうございました。今後も定期的にセミナーを開催いたします。次回も多数のご参加をお待ちしております。

経営に役立つメールマガジン

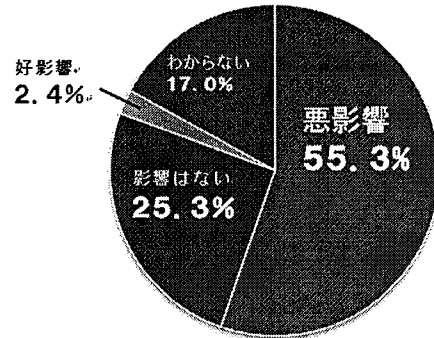
永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。なお、配信ご希望の方は、mm@nagatakaikai.co.jp宛に、会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。



中小企業と消費税増税

●55%が悪影響あり?!

昨年8月、帝国データバンク実施の「消費税引き上げに対する企業の意識調査」によると、55.3%の企業が「業績に悪影響が出る」と懸念しています。業種別にみると、消費者に最も近い小売業、食料品の生産を担う農林水産業で影響を懸念する企業が多い結果に。



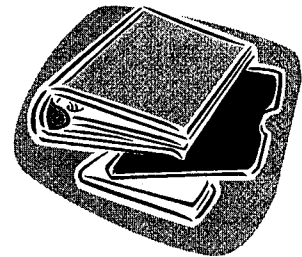
出典：消費税引き上げに対する意識調査（帝国データバンク）

●消費税増税への対策は？

すべてに広く課税される消費税の引き上げは、当然ながら企業活動に大きな影響を及ぼします。特に企業体力の側面からすると、中小企業には大きなダメージになりかねないとも。4月までに残された時間はわずかですが、消費税増税への対策はお済みですか？

< 消費税増税までにやっておきたいこと >

1	自社への影響を確認する
2	経過措置を知っておく
3	価格表示方法を検討する
4	価格転嫁を知っておく
5	請求書などの消費税率変更の準備
6	社内システムへの対応を行なう
7	資金繰りに注意を払う



●会計・税務の専門家に聞く！

取引によっては経過措置が認められるものもあります。また、消費税は計算方法や課税期間など選択肢が多く、届け出も複雑です。今回の税制改正で「みなし仕入率」も改正になっています。一度、会計・税務の専門家に消費税増税への全般的な対応を相談されることをお勧め。

●下請けは価格転嫁できるか？

97年の増税時には約半数の中小企業が売上減少を恐れ、商品やサービスへの価格転嫁を行わなかったとか。今回は「消費税転嫁対策措置法」で、2017年3月末までの特例措置で税抜き表示が認められ、一方、下請け業者が増税分を適正に価格転嫁できるように、値下げ圧力への監視などが強化されています。

●納税額大幅増で資金繰りが

消費税は儲けや利益にかかる税金ではなく、その性質は買い手からの預り金のようなもので会社の損益に影響されませんが、会社の業績が悪くても納税義務は免除されないため、納税資金の確保が必要です。1年半後には税率10%への引き上げも予定されています。消費税引き上げで、会社の納税額は4月以降は1.6倍、来年10月以降は2倍に増加することに。

●負担増に備え体質強化を！

中小企業が消費税増税を乗り越えて、生き残っていくためには、納税資金を確保するため、含み益の形成や内部留保の強化など、会社の財務体質の強化が必須となるでしょう。

